

平成 27 年度第 1 回小牧市都市計画審議会 議事録

1 開催日時

平成 27 年 8 月 21 日（金）10 時 00 分から 11 時 15 分まで

2 開催場所

小牧市役所 東庁舎 4 階 本会議用控室

3 出席委員（名簿順）

長田 宏	尾張中央農業協同組合 常務理事
山本 典男	小牧市建築設計事務所協会 監事
山下 智也	愛知県議会議員
天野 正基	愛知県議会議員
鈴木 義久	小牧商工会議所 副会頭
大塚 俊幸	中部大学 教授
船橋 厚	小牧市市議会 議長
長田 淳	小牧市議会議員
河内 伸一	小牧市議会議員
稲垣 衿子	小牧市議会議員
玉井 宰	小牧市議会議員
中村 康信	小牧市区長会連合会 副会長
林 和子	小牧市女性の会会長

4 欠席委員

白鳥 洋子	名古屋造形大学准教授
青山 清	小牧警察署長

5 事務局

渡辺 学	小牧市都市建設部長（都市整備担当）
小林 直浩	小牧市都市建設部次長（都市整備担当）
鵜飼 達市	小牧市都市建設部都市政策課長

河村 昌二	小牧市都市建設部都市政策課課長補佐
服部 真幸	小牧市都市建設部都市政策課計画係長
服部 達也	小牧市都市建設部都市政策課計画係主事
武川 真子	小牧市都市建設部都市政策課計画係主事補
丹羽 猛	小牧市地域活性化営業部農政課長
鈴木 隆行	小牧市地域活性化営業部農政課農地係主査

6 傍聴者

なし

7 会議内容

1 会議の公開について

2 議事録署名者の選任について

3 議題

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について

4 報告

小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定について

5 その他

8 配付資料

- ・議事日程
- ・小牧市都市計画審議会運営規程（抜粋）
- ・議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について
- ・コンパクトシティの形成に向けて
- ・小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定に係る基本方針
- ・小牧市のまちづくりに関する市民アンケート調査票
- ・委員名簿

【事務局】（河村課長補佐）

それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。

皆様、本日は、お忙しい中ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。これより平成 27 年度第 1 回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席委員は 13 名でございます。従いまして、委員総数 15 名の過半数に達しておりますので、小牧市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

初めに、会議の開催に当たり、事務局を代表いたしまして都市建設部長の渡辺よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】（渡辺部長）

皆様、おはようございます。

都市建設部長の渡辺でございます。

本日は、大変お忙しい中、都市計画審議会にご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日ご審議いただく議案につきましては、小牧市で定めております都市計画案件のうち、生産緑地地区の変更についての 1 件となっております。また、報告事項となりますが、小牧市では今年度より二カ年をかけまして、小牧市都市計画マスタープランの中間見直しと小牧市立地適正化計画の策定を進めることとしましたので、その内容等についてご報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

【事務局】（河村課長補佐）

続きまして、大塚会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

よろしく願いいたします。

【大塚会長】

皆さん、おはようございます。今日は太陽が出ていないので若干過ごしやすくなってきていると思います。

今年度第 1 回目の都市計画審議会ということで、議案としては今お話がありましたように 1 件「生産緑地地区について」ですが、慎重にご審議いただきたいと思います。もう 1 件、報告

事項としまして、お手元の次第にありますように、「都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定について」ということです。

これは、これまで成長を前提として都市が拡大路線で造られてきたが、この都市のあり方が果たしてこのままでいいのだろうか。ということで、やはり人口減少時代に応じて、合理的な都市の形、あり方に転換していかなければいけないのではないかという国の方針、考え方があって、それに基づいて、小牧市も今別の委員会を作られて小牧市の新しい都市のあり方を検討されているということですので、それに対してこの都市計画審議会としても忌憚のないご意見をいただければと思っております。

簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】（河村課長補佐）

ありがとうございました。

続きまして、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきたいと思いません。

- ・ 次第
- ・ 小牧市都市計画審議会運営規程（抜粋）
- ・ 議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について
- ・ コンパクトシティの形成に向けて
- ・ 小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定に係る基本方針
- ・ 小牧市のまちづくりに関する市民アンケート調査票
- ・ 委員名簿

以上の7点をご用意させていただいております。

また、これに加えまして、小牧市都市計画マスタープランを閲覧用としてご用意させていただいておりますので、ご活用いただければと思っております。

資料の不備はございませんでしょうか。ご確認をお願いいたします。

また、資料に一部訂正がございましたので、恐れ入りますが、ご報告させていただきたいと思いません。

小牧市のまちづくりに関する市民アンケート調査の4ページをお願いしたいと思います。問7の太枠でございます、四角で囲まれたところの番号でございます。上から1、2、3、4と順に並んでございますが、8の後でございます、また6、7、8となっております。申し訳ございません。9から順番に訂正をよろしく願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、委員の皆様方の中で交代等がございましたので、ご紹介させていただきますと思います。

学識経験者として天野正基委員、住民代表者として中村康信委員が新たに委員に就任されました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

次に、今年度4月1日付で事務局の人事異動がございました。先ほどご挨拶を申し上げました渡辺部長を除く事務局職員の紹介をさせていただきますと思います。

～事務局紹介～

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

この後の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっております。

大塚会長、進行をどうぞよろしく願いいたします。

【大塚会長】

それでは、最初に、「会議の公開について」事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】（鵜飼課長）

会長、都市政策課長 鵜飼。

それでは、「会議の公開について」ご説明を申し上げます。

お手元の資料「小牧市都市計画審議会運営規程（抜粋）」をご覧くださいと思います。

情報公開の一環といたしまして、会議を公開することにつきましては、審議会の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めることに寄与するものでございます。

本審議会におけます会議の公開及び会議録のホームページ等による公開につきましては、小牧市都市計画審議会運営規程第6条第1項の規定により原則公開となっておりますので、本日の会議につきましては公開とさせていただきます。

以上、「会議の公開について」のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【大塚会長】

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本審議会の会議及び会議録は公開とさせていただきます。

続きまして、議事録署名者の選任をしたいと思います。小牧市都市計画審議会運営規程第 8 条第 1 項の規定によりまして、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名者を、天野正基委員と鈴木義久委員にお願いさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案の審議に入りたいと思います。「議題第 1 号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

【事務局】（鵜飼課長）

会長、都市政策課長 鵜飼。

それでは、議案第 1 号について内容の説明を申し上げます。

議案をご説明いたします前に、生産緑地地区制度につきまして簡単にご説明を申し上げます。

生産緑地地区制度につきましては、市街化区域内にある農地等のうち都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図っていく都市計画の制度でございます。本市におきましては、平成 4 年から生産緑地地区の指定を行っております。

生産緑地の特徴といたしましては、都市計画で生産緑地地区に指定されますと農地として営農することを義務づけられるため、建築や宅地造成等の行為は原則出来ないこととなっております。

ただし、生産緑地に係る主たる農業従事者がお亡くなりになった場合などにおきまして、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、土地の所有者が市に対して生産緑地の買い取りを申し出ることが出来るようになっており、申出後、所定の期間内に所有権の移転が行われなかった場合には、同法第 14 条の規定に基づき行為の制限が解除され、農地以外の利用が可能となります。

こうした手続を経て既に行為の制限が解除されたものにつきましては、生産緑地の機能を維持することが困難となりますので、生産緑地地区から除外するために都市計画の変更を行うものであり、こうしたケースがこれまでに最も多いものでございます。

それでは、議案第 1 号の説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧くださいと思います。

「議案第 1 号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。

生産緑地地区の一団数及び面積を変更しようとするものでございます。今回の変更では、一団数を 327 団地から 8 団地を減じまして 319 団地としようとするものであり、また、面積を 51.7 ヘクタールから 1.5 ヘクタールを減じて 50.2 ヘクタールとしようとするものでございます。

変更内容でございますが、1 として、生産緑地法第 10 条による買い取り申出に伴い、同法第

14条に基づく制限解除となったものが32件、面積にして1万3,747平方メートル減少するものでございます。

次に2として、生産緑地地区については、面積500平方メートル以上が指定要件の一つとなっておりますが、1の買い取り申出に伴う制限解除により、一団として残った生産緑地では面積が500平方メートル未満となり指定要件を満たさなくなるものが7件、面積にして1,647平方メートル減少するものでございます。

次に3といたしまして、愛知県建設部長通知に基づく生産緑地地区の指定要件を満たし新たに指定された土地が2件あり、面積にして379平方メートル増加するものでございます。

議案書の2ページをご覧いただきたいと思います。2ページから3ページにかけては、箇所別の詳細についてお示しさせていただいております。なお、新たに指定するための要件につきましては、3ページ下段に記載させていただいております。

4ページから11ページにかけては、変更する位置及び区域について図面にお示しさせていただいております。図面の右下に凡例がございますが、図面中の緑色が生産緑地地区、黄色が今回除外する生産緑地地区、また、5ページの凡例がございます赤色が指定する生産緑地地区となっております。

続きまして、議案書の12ページをご覧いただきたいと思います。

それぞれの生産緑地地区につきまして、買い取り申出の日付及び行為の制限解除通知日を記載させていただいております。

最後に、都市計画の変更手続でございますが、都市計画法第17条の規定に基づく都市計画変更案の縦覧を7月22日から8月5日までの2週間行いました。縦覧の結果、2名の縦覧者がありましたが、意見書の提出はなかったことをご報告申し上げます。

また、本日ご議決をいただきました後の手続でございますが、愛知県知事との協議を経た後に変更の告示を行う予定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

【大塚会長】

ただいま事務局より提案理由の説明をいただきましたが、これより質疑に入りたいと思いません。ご発言される方、挙手をお願いいたします。

【長田委員】

生産緑地地区の変更ということですが、これは定期的に行われるものと理解してよろ

しいですか。

【事務局】（服部係長）

生産緑地地区の変更につきましては、毎年1回この都市計画審議会においてご審議いただいた後に告示をさせていただいて、変更が完了するという手続になっています。

以上です。

【長田委員】

了解しました。

【大塚会長】

他にいかがでしょうか。

【河内委員】

1 ページで、変更内容が1番、2番、3番とありますけれども、3番のほうで新たに生産緑地地区を指定するのが2件で379平方メートル。3ページで同じ数字が書いてあります。先ほど説明いただいたように、地図ですと5ページの赤色、指定する生産緑地地区というのかね。この件についてももう少し詳細に説明いただけますか。

【事務局】（服部係長）

新たに生産緑地地区を指定する場合における要件等について詳しくというお話でございます。

生産緑地地区の指定につきましては、当初、平成4年12月4日に指定させていただいておりました、それ以降の新たな指定につきましては、平成14年2月4日付で、愛知県建設部長通知という形でございますけれども、新たに指定ができる要件が示されております。

その要件としまして、五つ要件がございます。一つ目として、公園、緑地、その他の公共空地として都市計画決定された区域内の農地等。二つ目として、緑のマスタープランの中で公園、緑地、緑地保全地区等として図上に位置づけされた、または位置づけされることが確実な農地等。三つ目として、周辺を生産緑地等によって挟まれる小規模な農地等で、当該土地を宅地化することが極めて困難なもの。四つ目として、生産緑地地区に隣接し、新たに指定することにより生産緑地地区の一体化または集団化が図られると判断される農地等。最後に、土地区画整理事業の予定区域において、新たに指定することにより将来生産緑地地区の一体化または集団化が図られることが確実な農地等ということで示されております。

今回指定させていただくこの土地につきましては、この五つの要件のうちの一つ目、3 ページに記載させていただいておりますけれども、こちらの周辺を生産緑地等に挟まれるといったもの、それから生産緑地地区に隣接し、新たに指定することによりといった要件のもの、二つが該当するでしょうということで、こちらにつきましては愛知県とも事前に協議させていただいた上で、これに該当することが間違いないことを確認した上で今回挙げさせていただいているものでございます。

以上でございます。

【河内委員】

あと1点ですけれども、今までは白地ということでしたよね。固定資産税もそれに応じた中で、今後は税制措置も同じように変更になると解釈すればいいですか。

【事務局】（服部係長）

今回ここで、都市計画審議会で認めていただきまして、最終的に告示が打たれますと、翌年度以降、こちらの土地につきましては他の生産緑地と同じ扱いという形になってきますので、固定資産税も減免されていくような形になります。

以上です。

【大塚会長】

よろしいですか。

【河内委員】

はい、よろしいです。

【大塚会長】

今の点、ちょっと確認させていただきたいのですが、県の部長通知のウ、エに該当するから今回新たに指定することになったということですか。それともそうではなくて、指定することではなくて、これは所有者から申出があつて、それを受けてという理解でよろしいですか。

【事務局】（服部係長）

今、会長がおっしゃられましたとおり、本人様からの申出ということですよ。

実はこの本人様、自分の土地が一筆で 500 平方メートルが無いと指定されないものずっと
思ってみえたようです。それが最近になって、隣近所の同じ生産緑地をやっている農家の方か
らお話を聞いたら、一体でも大丈夫というところを初めて知られたということみたいでして。

平成 4 年の生産緑地の指定においては、説明会等をやって十分説明はされておったはずなん
ですが、やはりちょっと言葉の行き違いがあったのかもしれないですが、これまでそういった
ことを知られていなかったということがあったみたいです。

この度、今からでも生産緑地のほうに指定していただきたいと、これから 30 年間私はやっ
ていきますということで申出をいただいておりますので、それに基づきまして今回指定させて
いただくという形になります。

以上です。

【大塚会長】

そうしますと、今後もこういうケースは出てくる、可能性としてはあり得ると考えておけば
よろしいですか。

【事務局】（服部係長）

この愛知県の示す要件に該当することになれば、今後もこういう新規指定ということは当然
あり得るものと考えております。

【大塚会長】

ありがとうございます。

他に皆さんのほうでいかがでしょうか。

【玉井委員】

1 点お伺いします。先ほどの話で、平成 4 年からこの制度が採用されたということですが
も、20 年以上経つわけですが、当初のこの戸数とか団地数といいますか、今現在変更 319
団地で 50 ヘクタールということですがけれども、最初からどのぐらい減ってきているのかとい
うこと、その規模とか、数と面積を教えてください。

【事務局】（服部係長）

団地数については把握が出来ておりませんので、申し訳ありません。

指定面積につきましては、平成 4 年 12 月当初 76.99 ヘクタールでした。今回の変更により

まして 50.2 ヘクタールまで減りますので、この 20 年間で約 26 ヘクタール減少という形になっております。

以上です。

【大塚会長】

よろしいでしょうか。

【玉井委員】

もう 1 点いいですか。

平成 4 年から 30 年間という平成 34 年、今、平成 27 年ですけれども、平成 34 年になるまで 7 年ありますよね。平成 34 年以降になるとどういう対応措置を取られますか。

【事務局】（服部係長）

今の生産緑地法の考え方としましては、30 年を経過したからすぐに生産緑地が、全ての土地が解除されるという話ではありませんで、30 年を経過しますと、当然この生産緑地に指定されている土地は、行為の制限が解除される要件としましては、買い取り申出制度というのがあります。それにより初めて行為の制限が解除されていくという話になります。

その中で、現状としましては要件が二つ。一つは農業従事者の方が死亡された場合、もう一つが、病気、故障等により農業従事が不可能となった場合。30 年を経過しますともう一つ要件が追加されます。それは、30 年を経過すれば買い取り申出が出来ますという要件が一つ追加される形になりますので、本人様から買い取り申出がされない限りは 30 年経っても生産緑地自体はそのまま継続していくというのが今の生産緑地法の考え方になっております。

以上です。

【大塚会長】

他にいかがでしょうか。

(なしの声)

【大塚会長】

他にないようですので、採決に入りたいと思います。

「議案第 1 号尾張都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案のとおり可決することに

ご異議はありませんでしょうか。

(異議なしの声)

【大塚会長】

ありがとうございます。では、異議なしと認めます。よって、「議案第1号尾張都市計画生産緑地地区の変更について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。小牧市都市計画マスタープランの中間見直し及び小牧市立地適正化計画の策定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】(服部係長)

会長、都市政策課計画係長 服部。

それでは、「小牧市都市計画マスタープランの中間見直し及び小牧市立地適正化計画の策定について」ご報告させていただきます。

報告内容といたしましては、始めに、都市計画分野における最近の国の動向について、その次に見直し及び策定に係る基本方針等についてご説明させていただきます。

それでは、都市計画分野における最近の国の動向についてご説明させていただきたいと思います。お手元の資料「コンパクトシティの形成に向けて」をご覧くださいと思います。

本資料につきましては、下段に記載されておりますとおり、まちづくりの現状と課題から支援制度の4つの大項目と参考資料により構成されておりますが、大変分厚い資料となっておりますので、ポイントだけ抜粋してご説明させていただきたいと思います。

なお、本資料は一枚につき2ページで構成させていただいておりますので、ご注意のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、2ページをご覧くださいと思います。大項目の1、まちづくりの現状と課題でございます。

3ページをお願いいたします。3ページからは、人口動態について、全国、地方都市、大都市の順番で掲載されております。

日本全体の人口は、2040年までに約2割程度減少すると見込まれている状況でございます。年齢別に見ますと、65歳以上の老年人口の伸び率が鈍化していき、15歳から64歳までの生産年齢人口は約3割程度減少すると見込まれている状況でございます。

4ページをお願いします。地方都市の人口におきましては、日本全体の人口減少よりも厳しく、2割から3割強の減少が見込まれている状況でございます。

5 ページになりますが、一方、大都市におきましては、人口減少は比較的緩やかではありませんが、高齢者数については著しい増加が見込まれている状況でございます。

6 ページをお願いいたします。6 ページからは、コンパクトシティの位置づけについて掲載されております。

コンパクトシティについては、昨年度に政府で閣議決定された「骨太の方針」及び「成長戦略」などで推進されているところでございます。また、7 ページにありますように、社会保障制度の分野におきましても、コンパクトシティ化は必要不可欠であるとの方向性が出されているところであります。

8 ページをお願いいたします。8 ページでは、地方都市の現状と課題について掲載されております。

青線で囲まれた部分を読ませていただきますが、多くの地方都市では、急速な人口減少と高齢化に直面することにより活力が低下し、市街地の拡散により低密度な市街地が形成されており、また、厳しい財政状況下で拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。

こうした状況のもとで今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点から取り組みを推進する必要があるとの課題が出ております。

9 ページをお願いいたします。9 ページからは、先進自治体における取り組みについて紹介されております。

富山市におきましては、「串と団子のまちづくり」と題して、路面電車やバスなどの公共交通を軸としたコンパクトシティの形成に努めているところでございます。ページ下段の青色で囲まれた部分にありますが、人口密度を維持するために、地図上に赤色で囲まれた地区の人口比率を上げることを目標としているとのことでございます。

11 ページをお願いいたします。11 ページからは、地方都市における政策の方向性について掲載されております。

国の方向性としましては、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成でございます。多極ネットワーク型コンパクトシティとは、初めてお聞きになられる方もお見えになると思いますが、医療・福祉、商業施設や住居がまとまった形で立地し、住民が自家用車に頼ることなく、公共交通により各施設にアクセスできるなど、サービスが住まいの身近に存在するような都市の形を表したものであります。

13 ページをお願いいたします。13 ページでは、コンパクトシティに対しての誤解について掲載されております。

コンパクトシティと申しますと、左側にありますように、一極集中させるのではないかといったご意見や、全ての人口を強制的に集約するのではないかといった捉え方をされる場合がございます。しかしながら、一極集中や強制的な集約は現実的にはとても難しいと思われま

す。今回、国が目指しているコンパクトシティは、町の中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた多極型を目指すものであり、また、例えば農業等の従事者が農村部に居住することは当然といった考え方もあることから、全ての人口を集約するものではなく、インセンティブを講じながら時間をかけて誘導による居住の集約化を行っていくものと言われております。

少し飛びますが、18 ページをお願いいたします。18 ページでは、コンパクトシティの必要性について掲載されております。

持続可能な都市経営や高齢者の生活環境、子育て環境など様々な目的のために、持続可能な都市や社会の実現が求められているところでございます。

また少し飛びますが、24 ページをお願いしたいと思います。24 ページからは、大項目の 2、改正都市再生特別措置法ということになっております。

25 ページをお願いいたします。25 ページでは、都市再生特別措置法の改正の概要について掲載されております。

概要といたしましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成している状況でございます。このような背景のもと、昨年 8 月に都市再生特別措置法が改正され、市町村が都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして作成する立地適正化計画制度が創設されました。

少し飛びますが、32 ページをお願いいたします。32 ページからは、大項目の 3、立地適正化計画の作成であります。

また少し飛んでしましますが、35 ページをお願いいたします。35 ページには、立地適正化計画のイメージ図が描かれております。

図面中、緑色の区域がございますが、この緑色の区域は立地適正化計画区域となっており、原則都市計画区域で設定することになっております。なお、本市では市の全域が都市計画区域となっており、市の全域が緑色の立地適正化計画区域となる予定でございます。

次に、緑色の区域の中に青色の点線で囲まれた区域がございますが、この青色の点線で囲まれた区域は市街化区域となっております。図面中には、この市街化区域の中にさらに青色で塗られた居住誘導区域や赤色の丸で塗られた都市機能誘導区域がございます。立地適正化計画制度では、この居住誘導区域と都市機能誘導区域を市街化区域の中に新たに設定することとなり

ます。

青色で塗られた居住誘導区域は、図に描かれておりますように、鉄道やバスなどの公共交通軸を中心とした場所に設定し、その居住誘導区域の中に鉄道駅やバス停などの公共交通結節点や、病院や学校などの都市機能の集積を目指していくような場所として赤色で塗られた都市機能誘導区域を設定することにより、これらの区域に時間をかけて誘導していくといったイメージとなっております。

1 ページ戻っていただきたいと思いますが、34 ページになります。34 ページには、立地適正化計画の記載内容の考え方などが掲載されております。

一つ目の四角にありますように、記載内容の考え方としましては、居住の誘導は計画的な時間軸の中で進めていくべきあり、一つの将来像として概ね 20 年後の都市の姿を展望し、併せてその先の将来も考慮することが必要とされております。また、二つ目の四角と三つ目の四角にありますように、立地適正化計画の策定に際しましては、立地適正化計画の区域と立地の適正化に関する基本的な方針が必須事項となっております。

36 ページをお願いいたします。36 ページからは、居住誘導区域について掲載されております。この居住誘導区域についても必須事項となっております。

37 ページをご覧ください。

青色で塗られた部分にありますように、居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように設定するものであると示されております。

そのため、ページ真ん中の①にありますように、将来の人口等の見通しを踏まえた適切な範囲に設定されるべきであるとされており、今後、人口減少が見込まれる都市においては、現在の市街化区域全域をそのまま居住誘導区域として設定すべきではないと示されております。

少し飛びますが、43 ページをお願いいたします。

立地適正化計画制度では、単に居住誘導区域を設定するだけでなく、居住を誘導するために財政上、金融上、税制上のインセンティブなどの具体的な施策を計画に記載する必要があります。

44 ページをご覧ください。一方で、居住誘導区域の外におきましては、緑色や黄色で囲まれたところにありますように、例えば 3 戸以上の住宅の建築目的で行う開発行為や、1 戸または 2 戸の住宅の建築目的で行う 1,000 平方メートル以上の開発行為に対し、開発行為に着手する前に届出が必要となります。

この届出については、少し補足させていただきたいと思いますが、届出・勧告と申しますと、制度に違反した人に対し罰則を科すように思われますが、立地適正化計画制度における届出は、

国土交通省よりその考え方について説明がされ、居住誘導区域に住まれたほうが支援制度などが充実していますよといったアドバイスに近い届出・勧告であり、勧告を守らなかったからといって、そこに絶対住んではいけないといったものではないとのことでございます。

46 ページをお願いいたします。46 ページからは、都市機能誘導区域について掲載されております。

この都市機能誘導区域につきましても、居住誘導区域と同様に必須条件となっております。

47 ページの赤色で塗られた部分にありますように、都市機能誘導区域は、医療・福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域であると示されております。

少し飛びまして、49 ページをお願いいたします。

都市機能誘導区域におきましても居住誘導区域と同様に、財政上のインセンティブなどの具体的な施策を計画に記載する必要があります。

50 ページをご覧ください。

都市機能誘導区域には、誘導したい誘導施設を設定することが必須条件となっております。

51 ページで、都市機能誘導区域の外における誘導施設の建築行為に対しては、届出が必要となります。

少し飛びますが、61 ページをお願いします。61 ページには、策定プロセスが掲載されております。

ページ左側の赤枠で囲まれた部分にありますように、市町村は都市計画審議会に意見聴取することとなっております。

また少し飛びますが、68 ページをお願いいたします。

68 ページの下段になりますが、立地適正化計画は概ね5年サイクルで評価を行うこととなっております。なお、評価に際しましては、市町村都市計画審議会が公正かつ専門的な第三者としての立場から評価を行うことも重要であるとされております。また、その評価結果を踏まえ、立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましいと示されております。

69 ページをお願いいたします。69 ページからは、立地適正化計画と他の計画との関係などについて掲載されております。

立地適正化計画と市町村マスタープラン、所謂、小牧市都市計画マスタープランとの関係でございしますが、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部としてみなされることとなります。

70 ページをご覧ください。

立地適正化計画の策定に当たりましては、公共交通だけではなく、住宅、福祉、農業、公的

不動産など様々な計画との関連や部署を跨いだ横断的な検討が必要であると示されております。

また少し飛びまして、75 ページをお願いいたします。75 ページからは参考資料になります。

法改正に当たりましては、衆議院と参議院から付帯決議が出ており、その内容について掲載されております。付帯決議では「都市機能誘導区域に誘導する施設の立地に対して、交付金等の活用により最大限の支援を行う」といったことや、「都市のコンパクト化に伴い、空き地や空き家に関する対策の具体化を図ること」などの意見が出ております。

少し飛びますが、83 ページをご覧ください。83 ページでは、立地適正化計画の作成に取り組む都市が掲載されておりますが、本市も含め全国で 175 団体が作成に取り組む意欲を示しているところでございます。他市町村の状況でございますが、制度が創設されて間もないため、立地適正化計画を作成した自治体は、現時点においては 1 団体もない状況でございます。

87 ページをご覧ください。立地適正化計画との関連といたしまして、地方創生分野におきましては、まち・ひと・しごと総合戦略が平成 26 年 12 月に閣議決定されております。この総合戦略につきましては、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という施策が示され、今年度、市長公室において市町村版の総合戦略を策定する予定となっております。

88 ページをご覧ください。

87 ページの総合戦略に基づき、国土交通省を中心として関係省庁から構成されるコンパクトシティ形成支援チームが平成 27 年 3 月に設置され、国においても関係部署が連携した支援策などについて検討を始めているところでございます。

かなり飛びますが、135 ページまでお願いしたいと思っております。135 ページからは、まとめとなっております。

コンパクトシティにつきましては、二つ目の黒丸にありますように、多くの都市では都市計画マスタープランなどにコンパクトシティという目標が示されるに留まっているのが一般的となっている状況であり、三つ目の黒丸にありますように、何をどう取り組むのかについてまで策定している都市は少ないのが現状であると言われております。

立地適正化計画は、その示されるに留まっている目標を具体化するために作られた制度でございまして、従来の都市計画法を中心とした土地利用に加えて、誘導といった手法により、コンパクトシティに向けた取り組みを進めようとするものでございます。

136 ページをご覧ください。二つ目の黒丸にありますように、多くの都市では、コンパクトシティへ向けたシナリオがないのが現状の問題点として挙げられております。このため、立地適正化計画制度におきましては、三つ目の黒丸にありますように、いきなり区域を設定するのではなく、誰をどこに誘導していくのかといったシナリオを考えることが重要であると示され

ているところでございます。

137 ページをお願いいたします。

136 ページに記載されております「誰をどこに誘導していくのか」といったシナリオを考える際のポイントといたしましては、二つ目の黒丸にありますように、人口分布、公共交通路線網、主要な都市機能の分析をしっかりと行うことが必要であると示されているところでございます。

以上、長くなりましたが、国の動向について説明させていただきました。

続きまして、小牧市都市計画マスタープラン中間見直し及び小牧市立地適正化計画策定についてご説明させていただきます。お手元の資料、基本方針をご覧いただきたいと思っております。

基本方針につきましては、今回の作業を円滑かつ効率的に進めるために定めたところでございます。

基本方針の構成でございますが、都市計画マスタープラン中間見直し及び立地適正化計画策定の趣旨、都市計画マスタープラン中間見直しと立地適正化計画策定の視点、策定体制とそのイメージ、策定スケジュール（案）となっております。

1 ページをご覧ください。始めに見直し及び策定の趣旨でございます。

人口減少や高齢化といった問題は本市においても例外ではなく、持続可能な都市経営を可能としていくために都市の基本的な構造について見直しを行い、コンパクトな都市構造へ転換を図る必要性が生じているところでございます。

また、近年、市町村都市計画マスタープランにつきましても、将来見通しを踏まえ、中長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしていくことが求められているところでございます。

このため、本市におきましても、都市全体の構造を見直し、本市の特性に応じた多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指すため、都市計画マスタープランの策定後における社会・経済情勢等の変化などを踏まえまして、本市の目指すべき都市づくりの方向性を見直すものでございます。

また、本市を取り巻く社会情勢が変化しつつある状況を踏まえまして、都市計画マスタープランの見直しと併せ、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉、教育文化等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして立地適正化計画を策定するものでございます。

次に、見直し及び策定の主な視点についてご説明させていただきます。

都市計画マスタープランにつきましては、将来人口が増加するとの予測の上で策定された計画となっております。このため、都市計画マスタープラン策定後に見直しがされました第6次

小牧市総合計画や今年度に策定が予定されております小牧市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいて示される人口見通しのほか、立地適正化計画での検討結果などを踏まえまして、都市づくりの方向性など、見直しを進めてまいりたいと考えております。

また、立地適正化計画につきましては、関連計画との連携や都市構造の分析を行い、現状と将来見通しの課題を抽出し、目指すべき都市の骨格構造と誘導方針を定めた上で、居住誘導区域や都市機能誘導区域などを設定してまいりたいと考えております。

2 ページをお願いいたします。2 ページからは、策定体制と策定スケジュールについて記載しております。

策定体制でございますが、庁内で組織する策定部会と外部の有識者で組織する策定委員会を設置し、相互に調整を図っていくこととしております。なお、策定部会につきましては7月10日、策定委員会につきましては8月3日にそれぞれ開催し、本日と同様の説明をさせていただき、この後説明させていただきますアンケート調査についてご意見をいただいたところでございます。

また、本審議会におきましては、2ページの(4)にありますように、第三者による公正かつ専門的な意見を聴取するとともに、3ページのイメージ図にありますように、計画策定における最終的な段階になりましたら審議事項として諮らせていただきたいと考えております。その他、策定に当たりましては、アンケート調査、パブリックコメントなど、市民からの意見を反映させるための措置などを講じながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、策定スケジュール案でございますが、平成27年度から平成28年度の二カ年をかけて実施していきたいと考えております。

各年度における主な内容といたしましては、平成27年度では、都市計画マスタープランの中間評価及び都市構造などの分析を行い、全体構想を見直すとともに誘導方針を策定し、平成28年度では、都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定、それらを踏まえた都市計画マスタープランの地域別構想の見直しを考えているところでございます。

続きまして、お手元の資料、アンケート調査票をご覧くださいと思います。

ただいまスケジュールで説明させていただきましたが、都市計画マスタープランの中間評価及び立地適正化計画の策定に際しての都市の現状と将来における課題の整理を進めるに当たって、その一つの手法として、都市計画マスタープランの策定後の本市のまちづくりに対する市民の考えなどを把握するためにアンケート調査を実施させていただくものであります。

次に、調査対象と規模でございますが、小牧市在住の18歳以上の方を対象に、3,000人を無作為で抽出しております。

次に、調査方法、時期でございますが、郵送による調査を考えており、来週には発送できる

よう準備を進めているところでございます。

次に、調査項目でございますが、対象者の属性に関する事項、対象者のお住まいの地区における生活環境の評価や地区の将来像に関する事項、日常の行動パターンに関する事項、人口減少や少子高齢化といった課題に対するこれからの都市づくりに関する事項を、自由回答や選択回答によりご回答いただきたいと考えております。

最後に、本アンケート調査につきましては、策定部会及び策定委員会においていただきましてご意見などをもとに、完成させていただいております。

以上、大変長くなりましたが、報告事項の説明とさせていただきます。

【大塚会長】

どうもありがとうございました。

報告事項ということですが、せっかくの機会ですから、ご質問等あればお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。

かなり膨大な内容で、1回聞いただけではなかなか質問すら出来ない状況かもしれませんが、都市計画マスタープランの一部を成すものであるという位置づけの中で、今後、都市計画審議会としても第三者的な立場からチェックしていく役割を担っていかないといけないというこのことので、是非、この制度等についてもご理解いただければと思えます。

いかがでしょうか。

【玉井委員】

この2枚の、中間見直し及び計画に係る基本方針で、イメージ図が3ページにございますよね。先ほど説明いただきました、庁内では策定部会、部外では策定委員会、メンバーもこのようになりますよと聞いておりますが、もう一方、先ほどから話が出ている地方創生が今年度に一応案を作りなさいと各自治体に言っているのです、ここの連携はどうなっているのか。目指すべき方向や目的は大体同じだと思うんですけど、二本立て、三本立てじゃなくて、やっぱり横串でね、小牧はこういったものを目指すよということをしなないと。総務系ではそっちを目指す、建設というか国土交通省ではこういうのを目指すという、省は二つに分かれているかもしれないけれども、やっぱり小牧市庁内では一つの方向で、お互いの意見を連携しながら。その辺りはどのように考えているのか。

【事務局】（鶴飼課長）

ただいま、玉井委員からお話のございました、手前ども都市建設部で所管いたします立地適

正化計画とまち・ひと・しごと総合戦略との関係でございますが、お話のとおり目指す方向につきましては同じであると考えています。一方で違いがあるとすれば、まち・ひと・しごと総合戦略のほうは、所謂、形にない施策等を展開していく内容にどうしてもなっていく部分があり、一方で、我々が所管いたします立地適正化計画につきましては、フィールドを持った計画づくりという違いがあるかと思えます。

とは言え、やはり目指す方向が一緒である以上、今の策定方針の中では庁内連携につきましては表記されておきませんが、部を跨いだ内容ではございますが、しっかりと庁内連携を図って取り組んでまいりたいと思えます。

以上であります。

【玉井委員】

もう1点。

地方創生の場合でも、一応プランを練ってもらうにはコンサル等に一部ね。もちろん策定委員会というのはあるんだけど、コンサルなんか委ねる。

今回のこの立地計画というのは、これについてはそういうコンサルだとか、そういったところに依頼するというのは、計画は今のところないですか。

【事務局】（鵜飼課長）

今回、今年度、来年度とかけて行う都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の策定に関しましては、策定の支援をいただくということで予算を認めていただきまして、二カ年にわたって、現在同席させていただいておりますが、株式会社国際開発コンサルタンツに技術支援を仰いで取り組んでいく予定でございます。

以上であります。

【玉井委員】

そういう予算づけというか箇所づけというか、それはもう27年度から28年度に跨ぐ予算措置になると思うんだけど、その辺の予算措置はとられているんですか。

【事務局】（鵜飼課長）

27年度から28年度にかけて債務負担ということで、今年度予算をお認めいただきまして、実予算につきましても、来年度、予算を提案させていただきまして、お認めいただきたいと考えております。

以上であります。

【大塚会長】

よろしいでしょうか。

【玉井委員】

はい。

【大塚会長】

他にどうでしょうか。

【中村委員】

市民アンケート調査についてお伺いいたします。

6 ページの問 9、あなたが公共交通を利用しない理由。私、自転車を使う人が一番みえると思いますけど。自転車を外された理由は特にはないと思いますが、一般的に自転車を使う方が多いと思いますが、アンケートの中から外された理由は何でしょうか。

【事務局】（服部係長）

敢えて自転車を外したという意図はないですが、一般的に公共交通を利用しないというふうで事務局のほう、コンサルも含めましていろいろ考えた中で、やはり自動車と言われる方が一番多いのではないかと、若しくはバイクといった原動機が付いたものを使われるという発想がやっぱり一番多いんじゃないかというところで、選択肢としてこれだけにさせていただきました。

ただ、他にもやはり色々な手段はありますので、そこについてはその他のところでご回答いただくような形を考えればよいということで、このような形にさせていただいたところでございます。

以上です。

【中村委員】

でも、徒歩は入っていますよね。徒歩が入っていたらね、やっぱり一般的に自転車というのは非常に多く、例えば買い物とかいろいろ使われるものですから、やはりそれは入ってもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】（服部係長）

こちらのアンケート調査につきましては、まだ皆さんにお配りしているものではありませんので、今日いただきました意見につきましてまた反映させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【大塚会長】

貴重な意見ありがとうございました。
他にいかがでしょうか。

【河内委員】

今日この件に関しては報告ということですので、答えはあえて求めませんけれども、小牧市というのは元来「菜どころ米どころ」ということで、指定ができた当初はそう言っていました。名神それから東名高速道路ができたおかげで、工業生産高のトップを維持するだけの新町になったと思うんですよね。

そういう中で、今回コンパクトシティに関して、工業とかそういう面のことを一説考えておられるかと思えますけれども、具体的なことが載っていないということで、それに対してやっぱりもう少し。

人口減少といいますと、当然雇用が生まれれば新しい若い人たちも小牧に住みたいという中で、そういう歯止めが利くんじゃないかなということも考えたりはするんですよね。

先ほど説明いただいた 11 ページの中にもありましたけれども、多極ネットワーク型コンパクトシティって、医療・福祉施設、商業施設ということで、こういうのも僕も大好きで興味があるんですが、それよりも愛知県自体は工業生産高が全国一位の 42～43 兆円を誇っていると。第二位が神奈川県の 17 兆円、第二位と第三位を足しても愛知県には勝てないと。その中で、特に尾張地方は、三菱重工の新型ジェットの生産とか宇宙開発の H-II ロケットの開発、そういった面でこれからも小牧市は、全国だけじゃなくて、世界にアピールできるぐらいのリーダー役を担っていくだろうと思っているわけです。

そういう中で、コンパクトシティとか細かいことも色々やっていかないといけないという中で、もう少しまた分野を一つ広げていただけたらなど。これはお答え要りません。そういう要望、希望だけはお願いします。

以上です。

【大塚会長】

何か今のことについてコメントをいただければお願いしたいのですが。ご意見として受けていただければとは思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】（鵜飼課長）

ただいま、河内委員からお話をいただいたことにつきまして、新たに分野を設ける、設けないといったことについては、ここでの即答は控えさせていただきますが。

まず、お話のございましたように、本市、工業都市として発展を遂げてきまして、都市の特性といたしまして、夜間人口より昼間人口のほうが多いという特性がございます。また、これはある意味強みといった部分かと考えています。

その中で、今後、高齢化や人口減少が進む中で、所謂、生産年齢人口を確保する、或いは人口の減少を止めていくといった部分に関しましては、やはり小牧市にお勤めいただいている方にいかに小牧に住んでいただけるかという部分を考えていく必要があるかと考えているところでございます。

そのため、今回の立地適正化計画では、都市機能の集積、居住誘導、また交通といった三つの柱があるわけですが、居住誘導の施策立ての中で、小牧市に住んでいただけるようなインセンティブを与えるような施策を十分に検討してまいりたいと今後考えているところでございます。

以上であります。

【大塚会長】

私も実はそちらの委員会の一委員として参加させていただいていますが、前回の委員会で今委員からお話があったような意見も他の委員から会議の中で出ておりましたので、多分そういうところで今の意見は反映されていくのではないかなとは思っております。

いずれにしても、国のこのコンパクトに都市を変えていかないといけない、都市構造を転換しないといけないという理念をどういう形で小牧に当てはめていくのか、小牧の実情に合った形でどういう都市の形のあり方がいいのかを今後考えていくことになるのではないかなと、個人的な感想ではありますが、そういうふうに思っております。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定するというのが一番のポイントになってくるとご理解いただければと思います。

他に特にないようでしたら、次の議題に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

続きまして、その他について事務局から何かございますか。

【事務局】（河村課長補佐）

その他といたしまして、事務局から2点ほどご連絡させていただきたいと思います。

1点目でございます。本審議会の会議録の関係でございます。

この会議終了後に事務局で会議録を作成させていただきまして、公開前に委員の皆様方に内容をご確認していただきたいと考えております。その後で、大塚会長、また、冒頭でお決めいただきました天野委員、鈴木委員にご署名をいただきまして、情報公開コーナーまたは市のホームページで公開させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目でございます。本審議会の次回開催予定でございます。

次回の開催につきましては、11月17日火曜日の午前10時から、会場はこの同じ本会議用控室で開催させていただきたいと思っております。会議の内容につきましては、都市計画公園の決定及び変更、また、本日報告させていただきました都市計画マスタープランの中間見直しと立地適正化計画の策定の進捗についてご報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

ありがとうございます。

ただいまのご説明、或いは会議全体を通して何かございましたら、よろしいでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の日程は全て終了とさせていただきます。

これをもちまして、平成27年度第1回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。

進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。